



金 沢 市 公 報

号外第29号の2

令和4年(2022年)9月30日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
● 告 示	
○ 金沢市住民税非課税世帯等に対する緊急支援 給付金の支給に関する要綱 (福祉政策課)	1

告 示

●金沢市告示第257号

金沢市住民税非課税世帯等に対する緊急支援給付金の支給に関する要綱を次のように定める。

令和4年9月30日

金沢市長 村 山 卓

金沢市住民税非課税世帯等に対する緊急支援給付金の支給に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住民税非課税世帯等に対する緊急支援給付金の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 住民税非課税世帯等に対する緊急支援給付金 電力、ガス、食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯が、速やかに生活及び暮らしの支援を受けられるよう、本市が令和4年度の住民税非課税世帯等に対して支給する給付金をいう。

(2) 基準日 令和4年9月30日をいう。

(緊急支援給付金の支給対象者)

第3条 住民税非課税世帯等に対する緊急支援給付金(以下「緊急支援給付金」という。)の支給の対象となる者(以下「支給対象者」という。)は、基準日において、いずれかの市町村(特別区を含む。以下同じ。)の住民基本台帳に記録されている者(基準日以前に、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めていずれかの市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。)であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 同一の世帯に属する者全員が、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による令和4年度分の市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)の均等割が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税の均等割を免除された者である世帯(以下「令和4年度住民税非課税世帯」という。)の世帯主で、基準日において本市の住民基本台帳に記録されているもの(基準日以前に、住民基本台帳法第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて本市の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。)

(2) 令和4年度住民税非課税世帯以外の世帯のうち、アに該当し、かつ、イ及びウのいずれにも該当しない世帯(以下「家計急変世帯」という。)の世帯主で、緊急支援給付金の支給の申請をする日(以下「申請日」という。)において本市の住民基本台帳に記録されているもの

ア 予期せず令和4年1月から同年12月までの家計が急変し、同一の世帯に属する者全員が令和4年度住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯(同一の世帯に属する者のうち令和4年度分の市町村民税の均等割が課されているもの全員のそれぞれの1年間の収入見込額(令和4年1月から同年12月までの任意の1か月の収入に12を乗じて得た額をいう。)又は1年間の所得見込額(当該収入見込額から1年間の経費等の見込

額を控除して得た額をいう。)が、市町村民税の均等割が非課税となる水準に相当する額以下である世帯をいう。)

イ 令和4年度住民税非課税世帯として緊急支援給付金の支給を受けた世帯に属する者を含む世帯(当該者が前号に該当しない世帯に編入された場合の当該世帯を除く。)

ウ 基準日において同一世帯に同居していた親族について、基準日の翌日以降の住民票の異動により、同一住所において別世帯とする世帯の分離の届出があった場合において、同一住所の住民基本台帳に記録されているいずれかの世帯に対し緊急支援給付金を支給したときの、同一住所におけるその他の世帯

2 前項の規定にかかわらず、市町村民税の均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯は、令和4年度住民税非課税世帯又は家計急変世帯(以下「支給対象世帯」という。)とはしないものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、他の市町村において緊急支援給付金に類する給付金で、市長が別に定めるものの給付を受けた者は、支給対象者とはしない。

(受給権者等)

第4条 緊急支援給付金の支給を申請し、及びこれを受けることができる者(以下「受給権者」という。)は、支給対象世帯の世帯主(当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいるときは、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者(これにより難い場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者等のうちから選ばれた者)とする。

2 前条及び前項の規定にかかわらず、支給対象世帯の世帯主が配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者である場合その他の特に配慮が必要と認められる場合における、支給対象者及び受給権者の取扱いについては、市長が別に定める。

(緊急支援給付金の支給額)

第5条 緊急支援給付金の支給額は、支給対象世帯1世帯につき50,000円とする。

(確認書による支給等)

第6条 市長は、令和4年度住民税非課税世帯に係る支給対象者のうち市長が別に定めるものに対し、支給対象者の要件、緊急支援給付金の支給の方式その他緊急支援給付金の支給について必要な事項を確認するため、別に定める確認書(以下「確認書」という。)の提出を求めるものとする。

2 前項に規定する支給対象者が緊急支援給付金の支給を受けようとするときは、市長に確認書を提出しなければならない。

3 前項の規定により確認書を提出した者に対する緊急支援給付金の支給は、確認書により確認した方式により行うものとする。

(申請による支給等)

第7条 前条第1項に規定する支給対象者以外の支給対象者に対する緊急支援給付金の支給は、市長が別に定める申請書(以下「申請書」という。)の提出による申請により行うものとする。

2 申請書による申請に基づく緊急支援給付金の支給は、次の各号に掲げるいずれかの方式により行うものとする。この場合において、第2号に掲げる方式は、緊急支援給付金の支給の申請を行う者(以下「申請者」という。)が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号による支給が困難な事由があるときに限り行う。

(1) 指定口座振込方式(申請者が申請書を市長に提出することにより、当該申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式をいう。)

(2) 窓口現金受領方式(申請者が申請書を市長に提出することにより、市の窓口で現金を交付する方式をいう。)

3 申請者は、緊急支援給付金の支給の申請に当たっては、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、パスポート、年金手帳その他官公署が発行する身分証明書の写し(以下「公的身分証明書の写し」という。)を提出し、又は提示するものとする。

(申請受付開始日及び申請書等の提出期限)

第8条 緊急支援給付金の支給の申請に係る受付を開始する日は、市長が別に定める。

2 確認書の提出の期限は、やむを得ない場合を除き、令和5年1月31日とする。

3 緊急支援給付金の支給に係る申請書の提出の期限は、やむを得ない場合を除き、令和5年1月31日とする。

(代理による申請)

第9条 代理人(代理により第6条第2項の規定による確認書の提出又は第7条第1項の規定による緊急支援給付金

の支給の申請を行うことができる者をいう。以下同じ。)は、次に掲げる者に限るものとする。

- (1) 基準日において、受給権者の属する世帯の世帯構成者
- (2) 法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人をいう。)

(3) 親族その他の平素から受給権者本人の日常生活の支援等をしている者で市長が特に認めるもの

2 代理人は、確認書の提出をしようとするときは、確認書の委任欄への記載をするものとし、緊急支援給付金の支給の申請をするときは、当該代理人は、申請書に加え、委任状を提出するものとする。この場合において、市長は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認するものとする。

3 市長は、代理人が第1項第1号の者である場合にあっては住民基本台帳により、同項第2号及び第3号の者である場合にあっては市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

(支給決定及び支給)

第10条 市長は、第6条第2項の規定により提出された確認書又は第7条第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査の上、緊急支援給付金の支給を決定し、当該受給権者に対し、緊急支援給付金を支給する。

(緊急支援給付金の支給等に関する周知)

第11条 市長は、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により市民への周知に努めるものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第12条 第8条第2項の期限までに確認書の提出を行わない者又は同条第3項の期限までに緊急支援給付金の支給の申請を行わない者は、緊急支援給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第10条の規定により緊急支援給付金の支給の決定を行った後、申請書の不備による振込不能その他受給権者の責めに帰すべき事由により緊急支援給付金の支給ができなかった場合において、市長が確認等に努めたにもかかわらず補正等が行われなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(緊急支援給付金の返還)

第13条 市長は、偽りその他不正の手段により緊急支援給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った緊急支援給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第14条 緊急支援給付金の支給を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

令和4年(2022年)9月30日 発行

発行人

発行所

編 集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄